

12 騒音規制法に基づく指定地域

(平13年4月1日現在)

市 町 村	指定年月日	変 更 年 月 日	市 町 村	指定年月日	変 更 年 月 日
宮 崎 市	45. 3.31	47. 7.10 62. 4. 4 51. 5. 1 3. 4. 1 5. 4. 1 7. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1 10. 4. 1 11. 4. 1 12. 4. 1 13. 4. 1	高 城 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1
都 城 市	45. 3.31	47. 7.10 57. 4. 1 53.12. 1 63. 4.22 4. 4. 1 8. 4. 1	山 田 町	47. 7.10	53.12. 1 4. 4. 1
延 岡 市	45. 3.31	47. 7.10 58. 5. 1 53.12. 1 3. 4. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	高 崎 町	47. 7.10	51. 5. 1 9. 4. 1
日 南 市	47. 7.10	51. 5. 1 63. 4.22 56. 8. 1 3. 4. 1 9. 4. 1	高 原 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1
小 林 市	47. 7.10	52.11. 1 2. 4. 6 59. 5. 1 9. 4. 1	高 岡 町	47. 7.10	53.12. 1 58. 5. 1 9. 4. 1
日 向 市	47. 7.10	51. 5. 1 62. 4. 4 57. 4. 1 4. 4. 1 6. 5. 6 10. 4. 1	国 富 町	47. 7.10	60. 6.28 4. 4. 1 9. 4. 1
串 間 市	47. 7.10	60. 6.28 5. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1	綾 町	47. 7.10	53.12. 1 9. 4. 1
西 都 市	47. 7.10	57. 4. 1 63. 4.22 7. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1	高 鍋 町	47. 7.10	52.11. 1 5. 4. 1 8. 4. 1 13. 3.30
えびの市	47. 7.10	53.12. 1 8. 4. 1	新 富 町	47. 7.10	52.11. 1 5. 4. 1 8. 4. 1 10. 4. 1
清 武 町	47. 7.10	51. 5. 1 62. 4. 1 58. 5. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	川 南 町	47. 7.10	52.11. 1 8. 4. 1
田 野 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1	都 農 町	47. 7.10	51. 5. 1 10. 4. 1
佐 土 原 町	47. 7.10	51. 5. 1 元. 4. 1 58. 5. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	門 川 町	47. 7.10	52.11. 1 62. 4. 4 9. 4. 1
北 郷 町	53.12. 1	57. 4. 1 58. 5. 1	東 郷 町	51. 5. 1	5. 4. 1
南 郷 町	47. 7.10	5. 4. 1 9. 4. 1	北 方 町	53.12. 1	
三 股 町	47. 7.10	53.12. 1 6. 5. 6 9. 4. 1	北 川 町	47. 7.10	58. 5. 1 51. 5. 1 9. 4. 1
山 之 口 町	47. 7.10	53.12. 1 9. 4. 1	高 千 穂 町	47. 7.10	53.12. 1 8. 4. 1 9. 4. 1

13 騒音規制法に基づく騒音の規制基準等

(1) 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 ~ 19時)	朝 (6 ~ 8時) 夕 (19 ~ 22時)	夜 間 (22 ~ 6時)
第 1 種 区 域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区 域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域です。

(2) 第2種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

(3) 第3種区域

住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域です。

(4) 第4種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域です。

3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とします。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80m以内の地域です。

2 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域です。

14 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

区域の区分	車線数	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域及びb区域の道路に面する区域	1	65デシベル	55デシベル
a区域の道路に面する区域	2以上	70デシベル	65デシベル
b区域の道路に面する区域	2以上	75デシベル	70デシベル
c区域の道路に面する区域	1以上	75デシベル	70デシベル
a、b、c区域内の幹線交通を担う道路に面する区域	1以上	75デシベル	70デシベル

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路：一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

15 宮崎県公害防止条例に基づく音響機器の使用時間制限等

(1) 使用時間制限

対象営業	対象地域	対象機器	規制時間
飲食店	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居低層地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限ります)	午後11時
喫茶店	近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち、病院・診療所及び住宅の周囲10m以内の地域 知事が告示する地域	楽器	午前6時

(注) 知事が告示する地域：串間市、佐土原町、新富町、木城町、東郷町、北浦町、五ヶ瀬町、西郷村、須木村

(2) 音量の制限

対象営業	対象地域	規制基準	規制時間
飲食店	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	40デシベル	午後10時
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	45デシベル	
喫茶店	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル	午前6時
	工業地域	55デシベル	
	知事が告示する地域	45デシベル	

(注) 規制基準は、営業施設の敷地の境界線における値です。

16 振動規制法に基づく指定地域

(平14.4.1現在)

市町村	指定年月日	変更年月日	市町村	指定年月日	変更年月日
宮崎市	53.4.1	59.5.1 3.4.1	高城町	55.12.9	9.4.1
		62.4.4 5.4.1			
		7.4.1 8.4.1			
		9.4.1 10.4.1			
		11.4.1 12.4.1			
		13.4.1			
都城市	53.4.1	57.4.1 63.4.22	山田町	55.12.9	4.4.1
		4.4.1 8.4.1			
延岡市	53.4.1	58.5.1 3.4.1	高崎町	54.7.1	9.4.1
		6.5.6 9.4.1			
		12.3.30			
日南市	53.4.1	56.8.1 63.4.22	高原町	55.12.9	9.4.1
		3.4.1 9.4.1			
小林市	53.4.1	59.5.1 2.4.6	高岡町	55.12.9	58.5.1
		9.4.1			9.4.1
日向市	53.4.1	57.4.1 62.4.4	国富町	55.12.9	60.6.28
		4.4.1 6.5.6			4.4.1
		10.4.1			9.4.1
串間市	53.4.1	60.6.2 5.4.1	綾町	55.12.9	9.4.1
		8.4.1			
西都市	53.4.1	57.4.1 63.4.22	高鍋町	54.7.1	5.4.1
		7.4.1 8.4.1			8.4.1
					13.3.30
えびの市	53.4.1	8.4.1	新富町	54.7.1	5.4.1
					8.4.1
清武町	54.7.1	58.5.1 62.4.4	川南町	55.12.9	8.4.1
		6.5.6 9.4.1			
		12.3.30			
田野町	55.12.9	9.4.1	都農町	54.7.1	10.4.1
佐土原町	54.7.1	58.5.1 元.4.1	門川町	53.4.1	62.4.4
		6.5.6 9.4.1			9.4.1
		12.3.30			
北郷町	55.12.9	57.4.1 58.5.1	東郷町	55.12.9	5.4.1
南郷町	54.7.1	5.4.1 9.4.1	北方町	55.12.9	
三股町	55.12.9	6.5.6 9.4.1	北川町	55.12.9	58.5.1
					9.4.1
山之口町	55.12.9	9.4.1	高千穂町	54.7.1	8.4.1

17 振動規制法に基づく規制基準等

(1) 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00 ~ 19:00)	夜 間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(2) 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、振動規制法の指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（工業地域においては、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80メートルの区域内に限ります。）です。

2 「2号区域」とは、「1号区域」以外の区域です。

(3) 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00 ~ 19:00)	夜 間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル